

# 東京都医療施設ヘリコプター緊急離発着場等施設整備費補助金交付要綱

	平成5年3月15日	4 衛医対第1125号
一部改正	平成17年4月1日	16福保医政第1450号
一部改正	平成20年8月15日	20福保医救第330号
一部改正	令和5年6月22日	5 福保医救第510号

## 第1 目 的

この要綱は、東京都医療施設ヘリコプター緊急離発着場等運営事業実施要綱（平成5年3月15日付4衛医対第1125号。以下「実施要綱」という。）第8の規定に基づき、実施要綱第4の1により指定された医療施設が行うヘリコプター緊急離発着場又はヘリポート（以下「緊急離発着場等」という。）の整備事業に対して助成することにより、緊急離発着場等の整備を促進することを目的とする。

## 第2 補助対象

補助対象者及び補助対象事業は、次に掲げるものとする。

### 1 補助対象者

実施要綱第4の1の規定によりヘリコプター緊急離発着場等の運営施設として指定を受けた医療施設の開設者。ただし、国並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。

### 2 補助対象事業

緊急離発着場等に係る施設整備に関する新築又は増改築に要する工事費。ただし、次に掲げる費用を除く。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、さく、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収に係る費用を除く。）

## 第3 補助金の交付

この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額をとし、都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
------	-------	--------

施設整備費	知事が別に定める額	別表に掲げる緊急離発着場等施設整備に関する新築及び増改築に要する工事費
-------	-----------	-------------------------------------

#### 第4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ知事の指定する日までに別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

#### 第5 補助金の交付決定

知事は、第4の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは第8に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

#### 第6 変更申請手続

この補助金の交付の決定後の事情の変更等により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4に定める規定に従い毎年度知事の指定する日までに変更の申請を行うものとする。

#### 第7 申請の撤回

申請者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

#### 第8 交付の条件

##### 1 建築工事契約手続

補助事業に係る工事の契約については、保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費補助金に係る契約手続基準（平成17年4月1日付16福保医政第1450号）によることとする。

##### 2 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、この交付の決定後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (2) (1)の規定によりこの交付の決定を取り消す場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。
- (3) (1)の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、当該補助事業に係る残務整理に要する経費及び当該補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付するこ

とがある。

- (4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

### 3 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

### 4 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、(1)の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

### 5 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況（別記第2号様式）、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことがある。

### 6 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対してこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対して当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はそれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、知事は、10の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

### 7 証拠書類の整理保管等

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管してお

かなければならない。

また、補助事業者が市町村である場合には、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第3号様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

## 8 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、及び補助事業が完了しない場合で東京都の会計年度が終了したときは、別記第4号様式による事業実績報告書を、指定する期日までに知事に提出しなければならない。

## 9 補助金の額の確定等

知事は、7の規定による事業実績の報告を受けた場合において、事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

## 10 是正のための措置

知事は、8の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずる。

## 11 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱による指示に違反したとき。

エ 実施要綱第1の目的に反すると認められるとき。

(2) (1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金額の確定があった場合においても適用があるものとする。

## 12 補助金の返還

(1) 知事は、1又は10の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(2) 知事は、(1)の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

### 13 違約加算金及び延滞金

(1) 知事が10の(1)の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

### 14 違約加算金の計算

知事が12の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

### 15 延滞金の計算

知事が12の(1)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

### 16 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した不動産及び機械器具（以下「財産」という。）については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

### 17 財産の処分

(1) 補助事業者は、(2)に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) (1)による財産の処分の制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

(3) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

## 第9 その他

1 特別の事情により、第3に定める算定方法又は第4、第6及び第8の7に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによる

ものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

#### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表

項 目
着陸帯
夜間照明設備（着陸区域境界灯、障害灯、飛行場灯台、着陸区域、照明灯、境界誘導灯、風向灯、非常電源装置等）
脱落防止施設
消化設備
燃料流失対策施設
連絡装置
退避標識
その他緊急離発着場として必要と認める施設整備